

## 第7期 西蒲区自治協議会委員名簿

色付きは基本的に再任できない委員

※ただし、西蒲区自治協議会の判断の結果、3期6年を超えて再任可能となる場合あり

【R2.9月現在】

No.	氏名		肩書	委員資格	
1	有坂 友栄	1期目	巻地区まちづくり協議会	第1号委員	区内の地域コミュニティ協議会等の選出者
2	五十嵐 哲夫	3期目	漆山地域コミュニティ協議会		
3	長井 正雄	3期目	峰岡地区コミュニティ協議会		
4	堀 秀俊	1期目	松野尾地域コミュニティ協議会		
5	乙山 由起子	3期目	角田地区コミュニティ協議会		
6	沖野 一	1期目	岩室地域コミュニティ協議会		
7	畠山 卓也	2期目	西川地域コミュニティ協議会		
8	穂苅 由美子	2期目	潟東地域コミュニティ協議会		
9	永塚 均一郎	3期目	中之口地区コミュニティ協議会		
10	河治 恵子	1期目	JA越後中央(女性部)	第2号委員	区内の公共的団体等の選出者
11	榎田 善一郎	2期目	西蒲原土地改良区		
12	笠巻 重子	1期目	西蒲区農村地域生活アドバイザー連絡会		
13	伊藤 隆行	1期目	西蒲区商工会連絡協議会		
14	永井 等	1期目	西蒲区観光協会連絡会		
15	竹内 みよ子	3期目	西蒲区・北国街道まち歩きガイド		
16	河合 正士	2期目	角田山麓観光まちづくり研究会		
17	五十嵐 杉之	2期目	西蒲区社会福祉協議会		
18	塩澤 敏男	2期目	西蒲区支え合いのしくみづくり会議		
19	川島 ユリ	3期目	西蒲区民生委員児童委員連絡協議会		
20	土田 正榮	2期目	西蒲区老人クラブ連合会		
21	中村 亮	1期目	新潟市小中学校PTA連合会西蒲支部		
22	若杉 松男	3期目	新潟市西蒲区体育協会		
23	田辺 博子	2期目	地域教育コーディネーター(中学校等)	第3号委員	区長が必要と認めた者
24	和田 久美子	1期目	地域教育コーディネーター(小学校等)		
25	石田 美紀	1期目	新潟大学人文学部准教授		
26	村山 伸子	1期目	新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科教授		
27	岡島 透	1期目	JGAP認証取得		
28	青柳 麻紀	1期目	防災士		
29	乙川 千香	1期目	コミュニティコーディネーター養成講座受講者		
30	酒井 京子	1期目	公募委員		

# 西蒲区自治協議会における再任に関する考え方

委員の再任については、第6期までは再任回数の上限を設けていたが、地域団体代表者の再任が制限されている等の課題があるとした「新潟市区自治協議会のあり方検討委員会（H29年度）」での議論を踏まえ、条例上再任回数の上限を無くすこととなった。

## ◆ 1号委員（区内の地域コミュニティ協議会等の選出者）

基本的には、3期6年までの任期となるが、それを踏まえてもなお団体より推薦があった場合、推薦会議内でその可否について判断する。区自治協議会は、推薦会議の選考結果を尊重し、議決により3期6年を超えての再任の可否を決定する。

## ◆ 2号委員（区内の公共的団体等の選出者）

基本的には、上記同様の任期となるが、推薦会議がそれを超えての推薦が必要と判断した場合、区自治協議会はその選考結果を尊重し、議決により3期6年を超えての再任の可否を決定する。

## ◆ 3号委員（区長が必要と認めた者）

基本的には、上記同様の任期となるが、公募委員については区民による区政への参画機会を確保するため、再任は1回まで（最長2期4年）となる。

### ◎ 3期6年を超える委員の再任の可否についての判断基準

⇒ 知識・経験等に照らし、他に替え難い者と認められるか否か  
(主として研究者・学者等を想定)

## ～参考：新潟市区自治協議会運営指針～

### ○ 公募委員の再任

公募委員として1期務めた者も、再び公募委員に応募することができるものとする。選考の結果、採用された場合は、公募委員として再任されることとなる。

### ○ 通算の考え方

- ・途中で1期以上空けた後に再任された場合でも、過去に努めた任期は通算される。
- ・他の委員の任期途中で委嘱され、任期が2年に満たない場合も1期として通算する。
- ・他の区の委員経験年数は通算しない。

### ○ 新潟市附属機関に関する指針（抜粋）

第5条 附属機関の委員は、当該附属機関の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的をふまえて広く各界各層から選任することとし、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。(略)

(略)

(5) 委員を再任する場合は、通算の在任期間が6年を超えないものとする。(略)

2 次のいずれかに該当する者を附属機関の委員に選任する場合は、前項第4号から第6号までの規定を適用しないことができる。

(1) 所掌事務に密接な関連を有する団体からの推薦により選任している者又はこれに準ずると認められる者

(2) 専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者